

## 令和3年度愛媛県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により利用客が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、コロナ禍において運行（運航を含む。以下同じ。）を維持し、「新しい生活様式」に対応しながら利用促進に取り組む県内公共交通事業者に対し、予算の範囲内で、令和3年度愛媛県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 本要綱における公共交通とは、愛媛県内における鉄軌道、路線バス又は航路とし、各区分における公共交通事業者（以下「交通事業者」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助対象事業者は、次の各号の全てに該当する交通事業者とする。

(1) 愛媛県内に本社又は営業所がある者

(2) 令和2年6月から令和3年3月までの間で、輸送量（輸送人員又は台数）又は輸送に係る収入が前年同期比10%以上減少した期間が1箇月以上あること。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が、公共交通を運行するに当たり、感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策を実践しながら、運行を維持し、「新しい生活様式」に対応して実施する公共交通の利用促進事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 調査企画実証に関する事業

(2) 広報宣伝に関する事業

(3) 商品造成に関する事業

(4) 運行継続に関する事業（前3号に規定するいずれかの事業を実施する場合に限る。）

2 前項第1号から第3号までに規定する事業を実施する場合の補助対象経費は、当該事業を実施するために要する経費とする。

3 第1項第4号に規定する事業（以下「運行継続事業」という。）を実施する場合の補助対象経費は、燃料費、修繕費又は点検費その他公共交通の運行を維持するために要する経費とする。ただし、令和3年4月から同年12月までの期間の各月ごとの輸送量が、令和元年度の同月実績と比較して10%以上減少している月における経費に、当該減少率を乗じて得た額の範囲内とする。

- 4 前2項に規定する補助対象経費は、次の各号に掲げる経費を除く。
- (1) 経常的に発生する人件費
  - (2) 運行欠損費（割引運賃の差額（ただし、第1項第3号の事業を実施する場合に、新規に企画きっぷやツアー商品を造成する際に割り引く運賃相当額を除く。）を含む。）
  - (3) 租税公課費
  - (4) 感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応として公共交通の利用促進に必要な施設の整備費用を除く。）
  - (5) 消費税及び地方消費税
  - (6) 国、県、他の地方公共団体及びその他の団体から補助金や助成金を受ける経費
  - (7) その他知事が不相当と認める経費

（補助金額等）

第4条 補助金の補助率は10分の10とし、公共交通の各区分における補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、運行継続事業に係る補助限度額は、別表2に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助対象事業者への補助金の交付は、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2-1号、第2-2号（運行継続事業を実施する場合））
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 輸送量又は収入実績一覧表（様式第4号）
- (4) その他付属資料

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助決定

事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき
- (2) 補助対象経費の20%以上の額を増減しようとするとき(ただし、運行継続事業を除く。)
- (3) 事業内容の追加や一部の事業中止等の重要な変更をしようとするとき

(補助事業の中止等)

第8条 補助決定事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和3年12月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書(様式第8-1号、第8-2号(運行継続事業を実施した場合))
- (2) 事業決算書(様式第9号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、補助金精算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受領した場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 11 号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（指導監督）

第 14 条 知事は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（財産の管理）

第 15 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助決定事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助決定の取り消し等）

第 16 条 知事は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき

（2）この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき

（3）その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき

（4）前各号のほか、業務に関する法令違反により行政処分を受けるなど、補助決定事業者として相応しくないと認められたとき

（関係書類の保管）

第 17 条 補助決定事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区分	交通事業者
鉄軌道	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項に定める鉄道事業者又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に定める軌道経営者
路線バス	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、同法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に定める路線定期運行又は同条第 2 号に定める路線不定期運行を営む者。ただし、市町が主体的に計画し、運行するもの（いわゆるコミュニティバス）のみを営む者を除く。
航路	海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 8 条第 1 項に定める一般旅客定期航路事業者。ただし、離島航路整備法（昭和 27 年法律第 226 号）第 3 条に定める航路補助金を受ける者を除く。

別表 2 (第 4 条関係)

区分	事業者の区分	補助限度額
鉄軌道	鉄軌道の総延長が 100 km 超	2,000 万円
	鉄軌道の総延長が 100 km 以下	1,000 万円
路線バス	乗合バスの車両数が 100 以上	1,000 万円
	乗合バスの車両数が 10 以上 100 未満	500 万円
	乗合バスの車両数が 10 未満	300 万円
航路	船舶の総トン数が 5000 トン以上	1,000 万円
	船舶の総トン数が 1000 トン以上 5000 トン未満	500 万円
	船舶の総トン数が 1000 トン未満	300 万円

※ 乗合バス（乗合事業用自動車）は、県内の営業所に所属するものに限る。